

## 出合いの駅おかざき 規約

- 第1条 本会は出合いの駅おかざきと称する。
- 第2条 本会はJR岡崎と係る地域と事業所等の発展並びに相互間の共存共栄を図ることを目的とする。
- 第3条 本会の会員構成地域は南部地域（中心市街地より南）とする。
- 第4条 会員の資格は地域内の会社又は商店の経営者又は個人。
- 第5条 本会には次の役員を置く。  
会長 1名  
副会長 2名以上
- 第6条 理事は会員中より総会において選出する。
- 第7条 役員は理事の中より選出するものとする。
- 第8条 理事は10名以上とする。
- 第9条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- 第10条 本会には参与・監査を置くことができる。  
監査は、本会の会計を監査する。  
参与は、本会の運営において理事会・総会等に出席し、大所高所より指導・助言を行うことができる。
- 第11条 会議は定時総会・臨時総会及び理事会とする。  
定時総会は年1回とし会長が必要ありと認めるとき臨時総会を招集することができる。  
理事会は理事をもって構成し総会に提出する議案の審議及び本会運営に関する事項を審議しこれを決定する。
- 第12条 会議の決議は出席者の過半数をもって決定する。
- 第13条 会費は法人10万円/年、個人10千円/年と定める。但し会費の決定及び会費の徴収方法は理事会において定める。集金月 5月
- 第14条 入会・退会は自由とする。但し入会に限り理事会の承認を得るものとする。
- 第15条 退会の場合会費は返却しない。
- 第16条 本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日に終わる。
- 第17条 事務局はNPO法人21世紀を創る会・みかわ（岡崎市羽根町字若宮30番地1）に置く。
- 第18条 次の事項に該当する者の本会への入会及びイベント参加を拒否することができる。また、入会及びイベント参加の手続き後であっても会員及びイベント参加資格を抹消できるものとする。  
（ア）暴力団、暴力団関係団体（関係者）、その他反社会勢力またはその構成員（以下総称して「暴力団等」という）またはそのおそれがある者。  
（イ）暴力団等に支配されている者、または暴力団等との関係を有している者、またはそのおそれがある者。  
（ウ）その他本会会員及びイベント参加者として不適格であると本会が判断したとき。
- 付則 1 本会則は平成20年12月18日より実施する。  
2 第1条、第5条、第10条、第17条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。  
3 第18条の改正規定は、令和5年5月10日から施行する。